



事 務 連 絡
令和2年(2020年)8月17日

県内各医療機関、訪問看護ステーション、助産所 御中

滋賀県健康医療福祉部医療政策課感染症対策室

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の申請について

県では、新型コロナウイルス感染症への対応において、感染リスクと厳しい勤務環境のもと、心身に負担が掛かるなか業務に従事いただいている医療機関等の医療従事者や職員の方々に対して、感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。給付にあたっては、医療機関等で取りまとめのうえ申請いただき、給付決定後は医療機関等から対象となる医療従事者や職員へ給付いただくこととしていますので、慰労金の円滑かつ迅速な給付にご協力をお願いします。なお、申請にあたっては、下記および別添パンフレット、県ホームページ掲載の「申請マニュアル」をご確認ください。

記

1. 受付期間および支払時期の目安

	受付期間	支払時期(目安)
第1次受付	令和2年8月17日(月)から8月31日(月)	9月末
第2次受付	9月15日(火)から9月30日(水)	10月末
第3次受付	10月15日(木)から10月30日(金)	11月末
第4次受付	11月16日(月)から11月30日(月)	12月末
最終受付	12月15日(火)から12月28日(月)	令和3年1月末

※審査状況によっては遅れる場合があります。また、提出書類の修正・差し替え等があった場合は、次回受付分扱いとなります。

2. 申請方法：原則として、滋賀県国民健康保険団体連合会の「オンライン請求システム」(毎月の診療報酬請求に使用しているシステム)により申請。なお、オンライン請求システム未導入の医療機関等は、専用の「WEB申請受付システム」からの申請とし、ネット環境に対応していない場合は、電子媒体(CD等)により郵送(電子媒体による提出が困難な場合は紙媒体を郵送)。

※詳細は別添パンフレットおよび県ホームページ掲載の「申請マニュアル」のとおり

3. 問い合わせ先

<制度について>

厚生労働省 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター 0120-786-577 (平日 9:30~18:00)

<申請手続きについて>

滋賀県 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター 0570-085441 (平日 9:00~17:00)

※個別の振込状況はお答えできません。

<システムの操作方法について>

オンライン請求システム ヘルプデスク 0120-041-422 (平日 8:00~17:00 ※8月は21:00まで)

WEB申請受付システム ヘルプデスク 0120-112-166 (平日 8:00~17:00 ※8月は21:00まで)

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」 のご案内

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じての申請と給付にご協力をお願いします。

慰労金の内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、滋賀県から役割を設定された医療機関等

%

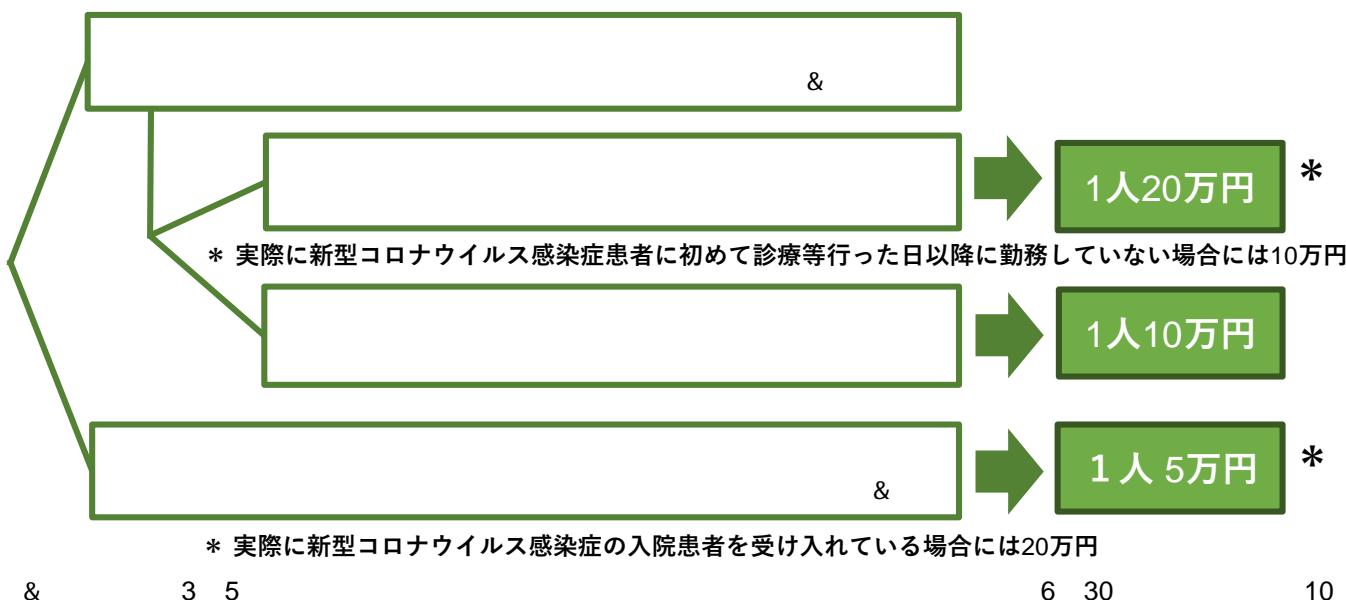
最大20万円を給付

その他病院、診療所等

5万円を給付

%

給付対象・給付金額



緊急包括支援交付金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

〈お問合せ先〉

0570-085441

9:00 17:00

0120-786-577

9:30 18:00

